

令和7年2月3日

保護者の皆様へ

鎌ヶ谷市教育委員会生涯学習部
教育総務課

令和7年度からの学校徴収金について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度から、鎌ヶ谷市立第二中学校では、教材費、テスト費といった学校徴収金については、下記のとおり口座振替で徴収させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 口座振替の対象となる学校徴収金

口座振替（保護者の指定する金融機関口座からの自動引落とし）の対象となるのは、以下の費用です。

- (1) 教材費 ……学習に当たり補助的に使用する教材など
- (2) テスト費 ……体力テスト、学力テスト
- (3) 給食費
- (4) その他 ……日本スポーツ振興センター災害救済給付金制度掛金

※校外学習費や修学旅行費など、対象とならないものについては、新年度以降に中学校から別途お知らせします。

2 振替方法

6月から3月（8月を除く）までの「年間徴収計画表」（4月下旬から5月上旬までに配付予定）に示す日（年9回）に、登録した口座から納付額を振替（自動引落とし）させていただきます。

※振替手数料はかかりません（市負担）。

※納入額は、「年間徴収計画表」でお知らせします。

3 指定銀行

給食費の引落とし口座との兼用になります（お取引名称は、「カマガヤガッコウキョウシヨクヒ」となります）。

※すでに給食費の引落とし口座をお持ちの方は、新しく口座をつくる必要はありません。

4 その他

（1）口座振替ができなかった場合

口座振替日の前日までに預金残高を確認し、不足のないようにお願いします。

残高不足などで口座振替ができなかった場合、再振替はしません。後日、督促状とともに納付書を送付しますので、その納付書を使って金融機関の窓口で納付してください。

※銀行によっては、納付書で支払う際に手数料がかかる金融機関がありますので、各金融機関にあらかじめご確認をお願いします。

（2）学校徴収金に過不足が生じた場合

年間の徴収額に過不足が生じた場合は、変更となる金額をお知らせした後、最終回の振替日に調整します。

※変更がある際には、改めてお知らせします。

（3）会計報告

年度末に、文書にて各学年の徴収額・実績額・差額を保護者の皆様に報告します。

問い合わせ

鎌ヶ谷市教育委員会 生涯学習部
教育総務課

TEL：047-445-1141（代）